

### 資料3 適用及び収納対策

- 国民年金の収納対策 . . . . . 1
- 国民年金未加入者対策 . . . . . 3
- 平成15年度における強制徴収の実施状況について . . . . . 4
- 平成16年度 未適用事業所の適用促進について . . . . . 5
- 収納対策・適用対策の広報 . . . . . 6

# 国民年金の収納対策

## 平成15年度の主な収納対策

- 未納保険料勧奨通知書（催告状）の送付（年6回、1,010万人）
- 電話による納付勧奨の実施（340万人）
- 戸別訪問による納付勧奨及び収納を実施（510万人）
- 強制徴収の実施  
（最終催告状の送付 9,654人、督促状の送付 394人、差押執行 29人）



## 今後の収納対策

- 『国民年金特別対策本部』を厚生労働省に引き続き設置
  - ① 中長期的な目標（平成19年度の納付率80%）に向けて基本的な収納対策の充実強化
    - 地方社会保険事務局及び社会保険事務所において、平成19年度までの年度ごとの目標値及び具体的対策を定めた行動計画書（アクションプログラム）を策定
  - ② 収納対策強化事務局・事務所の指定を増やし、重点的に指導、支援を実施するなど、さらなる収納対策の強化を図る。
    - （平成15年度の指定数） 8事務局、22事務所（納付率2.6%向上）
    - （平成16年度の指定数） 10事務局、24事務所

### ○ 基本的な収納対策の充実強化

- ① 未納者一人ひとりに対し、催告状、電話、戸別訪問等の納付督促活動を強化
- ② 免除制度及び学生納付特例制度等を周知
- ③ 年金広報の充実及び年金教育を推進
- ④ 所得情報を活用した15年度を上回る規模の強制徴収の実施
  - 所得情報の取得（16年10月施行）
  - 最終催告状の送付 3万件程度を予定

### ○ さらなる収納対策強化のための取り組み

- ① 保険料納付意識の徹底
  - ・ 納付額証明書の発行（17年2月実施）
  - ・ 所得（免除該当）情報を活用した免除等の周知及び勧奨（16年10月施行）
- ② 納付しやすい環境づくり等
  - ・ JICAネット等での保険料収納の周知、未納者への納付状況の通知
    - 催告状へ納付状況を追加（16年10月実施）
- ③ 納付協力組織等の活用
  - ・ 業界団体（商工会、国保組合等）へ保険料収納を委託
  - ・ 町内会長等を特別国民年金推進員に任命し、収納の強化を図る

### ○ 制度改正等による収納対策

- ① 口座振替割引制度の導入等による口座振替の推進（17年4月実施）
- ② 若年者に対する納付猶予制度の導入（17年4月実施）
- ③ 免除制度の改正
  - ・ 多段階免除制度の導入（18年7月実施）
  - ・ 申請免除の所得基準の見直し（17年7月実施）
  - ・ 申請免除・学生納付特例の承認期間の遡及（17年4月実施）

# 国民年金未加入者対策

## 転業転職による年金制度間での移行の際の対策

## 未加入者への対策

現  
行

- 企業を退職しても国民年金の届出がない者に、届出用紙を同封した通知を送付（2回）  
（平成10年度～）

- 20歳になっても国民年金に加入していない者に通知（2回）  
それでも届出がない場合には職権で国民年金の適用  
（平成7年度～）

対  
策

### 【企業退職後の国民年金未届者への職権適用】

- 該当者に送付している2回の通知後、なお届出のない者に対して、第1号被保険者とみなして職権で種別変更の処理を行い、保険料を徴収する。  
（実施時期は平成17年4月を予定。）

### 【国民年金資格喪失後に厚生年金等の未加入者に対する通知】

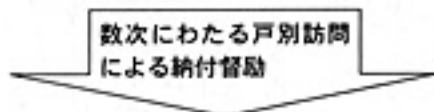
- 資格喪失処理の後、一定の期間を経て（6ヶ月後を想定）届出がない者に対して、通知を行う。  
（実施時期は予算措置を伴うことから、平成17年度以降を予定）
- 退職時に企業から国民年金の加入と保険料納付のお知らせを、また、失業時にハローワークにおいて、国民年金の加入と保険料免除の届出のお知らせの周知・徹底を図る。  
（平成16年度実施）

### 【国民健康保険加入者で国民年金未加入者に対する届出催告】

- 国民健康保険加入時及び国民健康保険証更新時に、市町村の窓口において、国民年金の加入状況の確認と必要な者に届出指導を行うこと等の協力・連携について検討。  
（実施時期は予算措置を伴うことから、平成17年度以降を予定）

## 平成15年度における強制徴収の実施状況について

最終催告状	9,654件
-------	--------



納付等	未納者	
	督促対象者	未接触(不在)、非該当判明者
5,666件	394件	3,594件



督促状	394件
-----	------



戸別訪問による最終的な納付督促

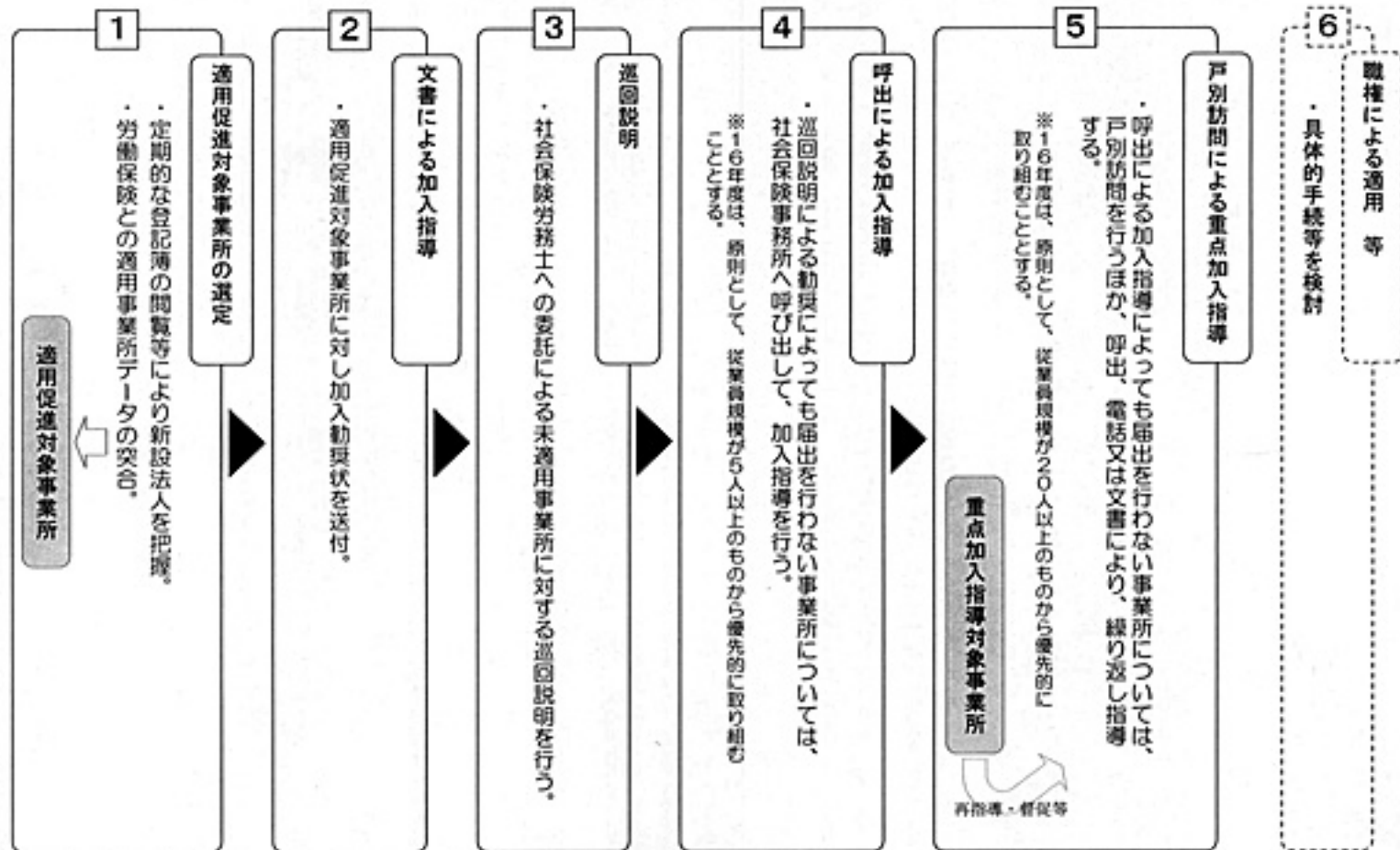
納付等	未納者
223件	171件

財産調査による差押対象者の絞り込み等

差押予告通知書	70件
差押執行	29件

- 【注】1. 数値は、平成16年6月30日現在の件数であり、引き続き、納付約束の不履行者など、未納となっている者に対しては、本人との接触や財産調査の実施等、差押執行をも念頭に置いた督促を現在も進めているところ。  
2. 平成16年度においては、法律改正により所得情報の取得が平成16年10月以降可能となることから、その情報を活用し、前年度を上回る約3万件程度の最終催告状の送付を予定。

## 平成16年度 未適用事業所の適用促進について



①. 登記簿による対象事業所の把握  
平成14年度実績 約96千件

②. ①の事業所に対する巡回説明  
平成14年度実績 約38千件

③. ②により把握した対象事業所  
平成14年度実績 約17千件

## 収納対策・適用対策の広報について

社会保険庁の広報については、毎年、広報委員会において広報実施計画を策定し計画的な実施に努めている。特に年金広報については、年金制度に対する国民の信頼を確保し、保険料の納付意識を高めるため、本庁及び地方庁においてそれぞれの特性を活かした広報を実施している。

### 1. 本庁と地方庁の広報の役割

本庁においては、主に年金制度の意義・役割及び制度改正内容等の周知のための全国統一的な広報を実施し、地方庁においては、主に保険料納入促進や免除制度の周知・申請手続などの周知のために、市町村広報誌や地域特有の広報を実施している。

### 2. 平成16年度の広報計画

#### (1) 集中広報

	秋の広報（11月）	年度末の広報（2月～3月）
基本事項	<ul style="list-style-type: none"><li>年間を通じてタレントを使用した広報は実施しない。</li><li>広報媒体は新聞等の活字媒体を基本とし、地道な広報に努める。</li><li>制度改正内容のわかりやすい周知広報に努める。</li></ul>	
主な広報内容	<ul style="list-style-type: none"><li>年金給付の基礎知識的事項に係る広報</li><li>制度改正（10月施行）内容の周知広報</li><li>年金相談窓口の時間延長等に係る周知</li><li>年金週間（11月5日から12日）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>3号特例届出制度等の改正内容の周知</li><li>納付促進（口座振替割引制度、コンビニ納付等の紹介）</li></ul>
効果測定	<ul style="list-style-type: none"><li>広報実施後効果測定を行い、次の広報実施計画に反映させる。</li></ul>	

#### (2) 各種リーフレット等の配布

保険料納付促進等のため、学生納付特例制度や保険料免除制度等の周知用リーフレット等を作成し、大学への配布や納付書に同封する等の広報を実施する。